地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程(以下「契約規程」という。)第40条の規定に基づき、契約の事務手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

## (一般競争入札に参加させることができない者等)

- 第2条 契約規程第2条第1項ただし書きの「別に定める基準に該当する者」とは、 次のとおりとする。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 広島市の指名停止措置を受けている者
  - (4) 営業停止処分を受けている者
  - (5) 暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)である者
  - (6) 地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「法人」という。)の契約に関して次のいずれかに該当すると認められる者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な 価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと き。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき又は契約を履行しなかった とき。
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - キ 広島市競争入札参加資格指名停止措置要綱第2条第1項に規定する別表各 号に掲げる指名停止の措置の要件(以下「措置要件」という。)に該当する行 為等を行ったとき。
  - ク アからキまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている 者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人と して使用したとき。

2 一般競争入札に参加させることができない期間は、前項第1号及び第2号に該当する者にあっては該当する期間、前項第3号に該当する者にあっては指名停止の期間、前項第4号に該当する者にあっては営業停止処分の期間、前項第6号キに該当する者にあっては措置要件に規定する期間、前項第5号及び第6号アからカまで(第6号キを除く。)及びクに該当する者にあっては3年間とする。

## (一般競争入札参加者の資格の特例)

- 第3条 契約規程第2条第2項における「やむを得ない事由があるとき」の代表的な事由は「競争性の低下が見込まれるとき。」とし、原則、次の者を参加させることができる。ただし、前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する者については除外する。
  - (1) 広島市立病院の受注実績がある者
  - (2) 都道府県及び広島市以外の政令指定都市の競争入札参加資格を有する者 (指名停止措置を受けている者を除く。)

## (一般競争入札に係る入札参加資格の設定)

- 第4条 契約規程第2条第3項の規定により設定する入札参加資格は、発注案件ご とに定めるものとする。
- 2 前項の規定による入札参加資格については、原則、次の各号に定めるところに より設定するものとする。
  - (1) 発注案件の公告の日現在において又は開札(再度の入札に付した場合にあっては、その開札。以下同じ。)若しくは落札者決定日(入札後資格確認型、総合評価落札方式又は価格交渉落札方式を採用する発注案件に限る。以下同じ。)の時までに広島市の競争入札参加資格を有する者であること。ただし、契約規程第2条第2項の規定を適用する場合を除く。
  - (2) 発注案件の公告の日現在において又は開札若しくは落札者決定日の時まで に広島市の指名停止措置又は営業停止処分を受けていない者であること。
  - (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
  - (4) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者(会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、広島市の再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)又は手形若しくは小切手の不渡りにより

手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引 先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

- (5) 本市の区域内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (6) 発注案件の規模、内容及び技術的難易度等を総合的に勘案し、発注案件の履行に際して必要と認める次に掲げる条件を満たす者であること。
  - ア 業を行うに際し、法令等の規定により必要とされる官公署の許可、認可、 免許、登録等
  - イ 履行実績
  - ウ 配置予定技術者の資格及び経験
  - エ その他必要と認める事項
- (7) 発注案件に係る下請契約等の締結に際し、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
  - ア 広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参 加することができない期間を経過しない者
  - イ 広島市の指名停止措置を受けている者
  - ウ 営業停止処分を受けている者
  - エ 暴力団等 (広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規 定する暴力団等をいう。) である者
- (8) 発注案件を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約(下請契約等を除く。)において、第7号のウに掲げる者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- 3 広島市の競争入札参加資格において等級区分又は発注標準等(以下「等級区分等」という。)が設定されている場合は、これら等級区分等に対応したものを発注案件の競争入札参加資格に設定するものとする。この場合において、本市の区域内に本店、支店又は営業所等を有する者のほか特に必要があると認められる場合には、直近の下位の等級又は直近の上位の等級を設定することができる。

# (入札公告)

- 第5条 契約規程第4条第1項第6号の「入札に必要な事項」は、次のとおりとする。
  - (1) 入札後資格確認型一般競争入札にあってはその旨
  - (2) 低入札価格調査基準価格を設定する入札にあっては低入札価格調査基準価格に関する事項

- (3) 最低制限価格を設定する入札にあっては最低制限価格に関する事項
- (4) 総合評価落札方式を採用する発注案件にあっては総合評価に関する事項
- (5) 価格交渉落札方式を採用する発注案件にあっては価格交渉に関する事項
- (6) 予定価格、調査基準価格又は最低制限価格(以下「予定価格等」という。) について、入札執行前に公表(以下「事前公表」という。) する場合は予定 価格等、入札執行後に公表(以下「事後公表」) する場合はその旨
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法等
- (8) 契約保証金に関すること
- (9) 落札者の決定方法
- (10) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

## (入札金額の内訳を記載した書類の提出)

- 第6条 一般競争入札で行う発注案件については、契約規程第5条に規定する入札 書の提出時に入札金額の内訳を記載した書類(以下「入札金額内訳書」という。) を必要に応じて入札参加者に提出させるものとする。
- 2 前項の規定により入札金額内訳書の提出を求める発注案件については、入札公 告等においてその旨を記載するものとする。

### (入札回数)

- 第7条 一般競争入札における入札回数は、次のとおりとする。
  - (1) 契約規程第10条第3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する発注 案件の入札回数は、1回とする。
  - (2) 予定価格を事後公表する発注案件又は非公表とする発注案件の入札回数は、 3回を限度とする。
    - ただし、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加させることができないものとする
    - ア 1回目の入札(再度の入札が3回目の入札である場合にあっては、1回目 及び2回目の入札)に参加していない者
    - イ 最低制限価格を設定する発注案件にあっては、1回目の入札(再度の入札が3回目の入札である場合にあっては、1回目及び2回目の入札)で最低制限価格を下回る入札をした者
    - ウ 契約規程第6条第1項各号のいずれかに該当する入札をした者
  - (3) 契約規程第10条第3項及び前号の規定にかかわらず、価格交渉落札方式を 採用する発注案件の入札回数は、1回とする。

### (予定価格等の公表等)

第8条 予定価格等の公表内容及び公表時期は、次表のとおりとする。

	区 分	契約の方法	公表内容	公表時期
1	物品の売買、借入れ、 修繕及び製造の請負	競争入札 随意契約	非公表	_
2	業務委託	競争入札 随意契約	非公表	_
3	コンサルタント業務	競争入札	予定価格	事後公表
		随意契約	非公表	_
4	工事	競争入札	予定価格	事後公表
		随意契約	非公表	_
5	低入札価格調査基準 価格又は最低制限価 格を設定する発注案 件	競争入札	予定価格、低入札価格調 查基準価格、最低制限価 格	事後公表

- 2 前項の予定価格等の公表内容及び公表時期について、発注案件によって変更する必要がある場合は、理事長の承認を受け変更することができる。
- 3 事前公表及び事後公表をする予定価格等は、消費税及び地方消費税に相当する 額を控除した額とする。
- 4 事前公表をする予定価格又は事後公表をする予定価格等は、法人のホームページに掲載するほか、事前公表をする予定価格等にあっては、入札公告に記載する。

(指名競争入札によることができる場合の基準)

- 第9条 契約規程第15条第1項第1号の規定により指名競争入札によることができる場合とは、おおむね次の場合が該当する。
  - (1) 特別な技術を要し、履行可能な者が限定されるもの
  - (2) その目的により一般競争入札を行う暇がないと認められるとき
- 2 契約規程第15条第1項第2号の規定により指名競争入札によることができる 場合とは、おおむね次の場合が該当する。
- (1) 一般競争入札の参加者が10者未満となる見込みがあるもの
- 3 契約規程第15条第1項第3号の規定により指名競争入札によることができる場合とは、おおむね次の場合が該当する。
- (1) 指名競争入札によるほうが経費面で有利となる見込みがあるもの

(指名競争入札参加者に係る指名基準)

- 第10条 契約規程第17条第1項に規定する「別に定める基準」は次のとおりと し、入札参加者を指名しようとするときはこれらの基準に留意しなければならな い。
  - (1) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者を選定しないこと。
  - (2) 広島市の指名停止措置又は営業停止処分を受けている者を選定しないこと。
  - (3) 建設業法施行規則第18条の2の規定により受審した経営事項審査の経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書の写しの提出がない者は選定しないこと。
  - (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税について滞納がない旨の納税証明書 (証明年月日が指名通知日から3か月前の日以降のものに限る。)が提出する ことができない者は選定しないこと。
  - (5) 法人の契約に関して債務の履行の見込みがないと認められる者は選定しないこと。
  - (6) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者(会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、広島市による再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)又は手形若しくは小切手の不渡り若しくは手形交換所による取引停止処分があった事実、銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実等があり、経営状況が健全でないと判断される者は選定しないこと。
  - (7) 原則として、本市の区域内に本店、支店又は営業所等を有する者を積極的に指名すること。
  - (8) 手持ち工事等の状況や技術者の配置状況から見て、工事等の履行に必要な技術者を確保し得る者かどうかを総合的に勘案すること。
  - (9) 当該工事等と同等程度以上と認められる技術的水準や作業条件下での履行 実績がある者かどうかを総合的に勘案すること。
  - (10) 本市発注業務について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められる者は選定しないこと。
  - (11) 一般競争入札を中止したことに伴い、指名競争入札に移行した場合における 当該一般競争入札参加者は優先的に指名すること。

(共同企業体)

- 第11条 共同企業体によって円滑かつ確実な履行を図ることができると認められる工事又は業務委託(コンサルタント業務を含む。以下「業務委託等」という。) については、共同企業体を加えた競争入札を行うことができる。
- 2 共同企業体の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(公募型プロポーザル方式又はコンペ方式)

- 第12条 高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業 務委託等その他の契約については、公募型プロポーザル方式又はコンペ方式を 採用することができる。
- 2 公募型プロポーザル方式又はコンペ方式の取扱いに関して必要な事項は、別に 定める。

(随意契約によることができる場合)

- 第13条 契約規程第19条第1項第2号に規定する随意契約によることができる場合とは、おおむね次の場合が該当する。
  - (1) 契約の相手方が特定されるとき。
    - ア 法令等により契約の相手方が定められているとき。
    - イ 法律文書(協定書、覚書その他文書の名称の如何にかかわらず、内容において法的効力を有する文書)により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。
    - ウ 特定の者でなければ契約の履行をすることができないとき。
    - エ 自動継続条項を設けているとき。
  - (2) 競争が成り立たない契約をするとき。
    - ア 法令等により価格が統一されているとき。
    - イ 価格が認可制であるため、あらかじめ最低の価格が把握できるとき。
    - ウ 契約を確実に履行できる能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき。
    - エ 契約行為そのものを秘密にする必要があるとき。
  - (3) 広島市の政策実現を目的として調達を行う場合の契約を行うとき。
    - ア 障害者授産施設等において製作された物品を買い入れるとき。
    - イシルバー人材センター等から役務の提供を受けるとき。
    - ウ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた 者が新商品として生産する物品を買い入れるとき。
- 2 契約規程第19条第1項第3号に規定する随意契約によることができる場合とは、おおむね次の場合が該当する。

- (1) 天災地変その他の予見不可能な非常の事態が発生し、かつ、競争入札によると時機を失し、契約の目的を達成することができなくなるとき。
- 3 契約規程第19条第1項第4号に規定する随意契約によることができる場合とは、おおむね次の場合が該当する。
- (1) 機器の借入れ等に係る契約の契約期間満了に当たり、引き続き契約を締結しようとする場合において、既存の機器が改修を行うことなく必要な性能を保持しており、かつ、それを引き続き使用する方が新たな機器を設置するより経費面で有利であるとき。
- (2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容と する契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費 面で有利なものであるとき。
- 4 契約規程第19条第1項第5号に規定する随意契約によることができる場合とは、おおむね次の場合が該当する。
- (1) 特定の者が契約の目的である物件を多量にかかえ売り込む意欲が強い場合に、当該物件が、品質、性能等、他のものと比較して問題がなく、かつ、時価を基準とした予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できるとき。
- 5 契約規程第19条第1項第8号に規定する「特に理事長が承認したとき」に該 当するものは、病院の効率的、効果的な業務運営に資するものとし、理事長が特 に必要性を認めたものとする。
- (1者からの見積書の徴取によることができる場合)
- 第14条 契約規程第21条ただし書きの規定により「その他特別な理由があるとき」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいい、これらに該当する場合は、1者からの見積書の徴取ができるものとする。
  - (1) 物品の売買、借入れ、修繕若しくは製造の請負に係る契約又は業務委託等に係る契約において、予定価格が10万円未満のもので、契約を確実に履行でき、かつ、安価で契約できる見込みがあるもの。
  - (2) 前条に該当するもの。
  - (3) オープンカウンター方式(物品の買入れ又は製造の請負の発注について、事前に調達案件に係る見積り依頼の内容等を公表し、特定の日時において任意に見積書を提出させて、競争の上で最低価格者を決定する契約方法)により見積書の提出を依頼した結果、見積書を提出した者がないとき又は見積書を提出した者が1人であるとき。
  - (4) 公募型プロポーザル方式、コンペ方式等により契約の相手方を特定している

もの。

# (見積期間及び見積回数)

- 第15条 随意契約による場合の見積期間は、見積参加の通知をした日の翌日から 見積日の前日までの間に、1日以上の見積期間を設けるものとする。ただし、契 約規程第19条第1項第2号及び第3号の規定によるものについては、この限り でない。
- 2 随意契約による場合の見積回数は、5回を限度とする。

### (見積書の徴取の省略)

- 第16条 前条に規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、見積書の徴 取を省略することができる。
  - (1) 日、週、旬、月を単位として発行される新聞、官報その他の定期刊行物であって、その定価が一般に周知されているもの。
  - (2) 定価、送料等が表示されている書籍類の契約
  - (3) 単価契約に基づいて履行される契約
  - (4) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(公社及び地方独立行政法人を含む。)と締結する契約
  - (5) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約
  - (6) 不動産の売買又は賃貸をする契約
  - (7) 小口現金により支払うことができるもの
  - (8) その他特別な理由があるもので本部事務局の経理責任者が認めるもの

#### (入札契約審查会)

- 第17条 入札契約に関する重要事項を審査するため、広島市立病院機構入札契約 審査会(以下「入札契約審査会」という。)を置く。
- 2 入札契約審査会の所掌事務その他必要な事項は、別に定める。

# (複数年の契約及び契約期間)

- 第18条 地方独立行政法人広島市立病院機構会計規程第39条第2項に規定する 複数年の契約とすることができる契約の代表的な例及びその契約期間は、次のと おりとする。なお、特別な理由がない限り、契約期間の終期を設定するものとす る。
  - (1) 工事及びコンサルタント業務は、履行に必要な期間とする。

- (2) 清掃業務、警備業務等の維持管理業務、患者給食業務及び医事業務は、履行期間を4年以内の期間とする。
- (3) 物品の買入れと保守点検業務の複合契約は、当該物品の調達期間に当該物品の耐用年数期間を加えた期間を上限とする。
- (4) 土地、建物の賃貸借契約は、権利者(代理人を含む。)の意向を踏まえた慣行上合理的な期間とする。
- (5) 治験の受託契約は、当該治験に必要な期間とする。
- (6) その他の契約は、原則、履行期間を4年以内の期間とする。
- (7) 法令等又は法人の他規程、要綱等により契約期間の定めがあるものについては、これを優先するものとする。
- 2 前項第2号、第3号及び第6号については、合理的な理由がある場合に限り必要な契約期間を設けることができる。

### (契約書の作成の特例)

- 第19条 契約規程第24条ただし書きに規定する「やむを得ない事情」とは、原則、 不可抗力その他正当な理由がある場合とする。ただし、本部事務局の経理責任者 が認める場合は、この限りでない。
- 2 災害の発生等により緊急を要する契約の場合は、契約規程第24条の規程にかかわらず、広島市の「緊急に特例を要する応急復旧工事に係る契約事務の特例」 に準じて、契約書の作成を事後に行うことができる。この場合、契約の相手方に施行の依頼を行うとともに、承諾書を徴するものとする。

#### (単価契約又は複数年の契約における契約保証金の納付)

- 第20条 契約規程第27条第2項に規定する「理事長が定める額」とは、次のと おりとする。
  - (1) 単価契約における契約保証金は、契約金額予定総額(各契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計)の100分の10以上とする。
  - (2) 単価契約と総価契約が混合した契約における契約保証金は、単価契約の契約金額予定総額と総価契約の契約金額の合計額の100分の10以上とする。
  - (3) 複数年の契約における契約保証金は、次のとおりとする。
    - ア 第18条第1項第1号の規定に係る契約については、契約金額の100分 の10以上とする。前号に規定する契約の場合は、前号の例による。
    - イ 第18条第1項第2号の規定に係る契約については、最高支払予定額(各年度の支払予定額のうちの最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額)の100分の10以上とする。

- ウ 第18条第1項第3号の規定に係る契約については、物品の買入れと保守 点検業務の2つに区分し、物品の買入れの場合は契約金額の100分の10 以上、保守点検業務の場合は最高支払予定額(各年度の支払予定額のうちの 最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額)の100分の10 以上とする。この場合、契約の締結時に保守点検業務に係る契約保証金を納 付する旨の誓約書を徴するものとする。
- エ 第18条第1項第4号から第7号までの規定に係る契約については、当該 契約内容等を踏まえ、上記アからウまでの規定に準じて契約保証金の額を定 めるものとする。

### (検査調書の省略)

第21条 契約規程第38条に規定する「別に定める場合」とは、納品書、完了届 又は完成届等に検査を完了した旨を明記する場合をいい、これらによる場合は検 査調書の作成を省略することができる。

## (工事等の前金払)

- 第22条 契約金額が100万円以上の工事等については、契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合に限り、次に定める額(その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の範囲内で、前金払を行うことができる。
- (1) 土木建築に関する工事にあっては契約金額の4割に相当する額
- (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は土木建築に関する工事の用 に供することを目的とする機械類の製造にあっては契約金額の3割に相当す る額
- (3) 測量にあっては契約金額の3割に相当する額
- 2 前項の規定により前金払を行う場合は、契約の相手方から保証事業会社の保証 証書をさせるものとする。

## (部分払の限度額及び回数)

第23条 請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の請負契約について必要があると認めるときは、その既済部分に対応する代金の全額までを支払うことができる。

2 前項に規定する部分払の回数は、請負契約にあっては1年度につき4回以内、 物件の買入契約にあっては1回とするものとする。

# (委任)

第24条 この要綱に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

# 附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第6号ア、カ及びキの規定は、平成27年1月1日以後 に生ずる事案について適用し、同日前に生じた事案については、なお従前の例に よる。